

活動報告書

知財セミナー「産地ブランド確立による山菜産地の活性化と知的財産の活用について」
～知的財産の基礎～

及び 個別相談会

1. 日時 令和3年6月25日（金） 13:30～17:00
2. 主催 八幡平山菜栽培研究会
3. 共催 八幡平農業改良普及センター・一般社団法人岩手県発明協会・日本弁理士会東北会
4. 八幡平農業改良普及センター 第1研修室
(岩手県八幡平市田頭 39-72-2)
5. 講師 野崎 俊剛 弁理士（日本弁理士会東北会）
6. 出席者 15名
7. 内容

本セミナーは、八幡平農業改良普及センターにおける知財セミナーの一環として、知的財産の基礎と「産地ブランド確立による山菜産地の活性化と知的財産の活用について」をテーマに開催されました。

セミナーの開催にあたり、日本弁理士会東北会が共催していること、日本弁理士会及び弁理士を紹介しました。

セミナーの内容は、知的財産の基礎を受講される方が対象ということで、知的財産に興味を持ってもらえるように、知的財産に関する世界の事例、日本の事例、岩手県の事例を紹介しました。

次に、知的資産、知的財産、知的財産権の基礎や知的財産権のメリットを説明し、商標権の重要性と、育成者権、地理的表示、商標を使ってブランドを高めていくこと等を説明しました。

次に、育成者権、地理的表示、商標を組み合わせさせて使い、ブランド価値を高めた他県の事例を紹介し、育成者権、地理的表示、商標の3つのメリット、デメリットについて説明しました。

セミナー後は個別相談会を設け、育成者権を取得している「にんにく」についての相談を受けました。

全体を通しては、知的財産の相談もあったことから、参加者が育成者権、地理的表示、商標の違いを理解され、活用しようという意思が感じられ、有意義なセミナーになったと思います。



文責 日本弁理士会東北会 野崎 俊剛